| | |
|---|---|
| 条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十一条の三第九項、第六十一条の五第七項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二 | |
| ［略］ | |
| 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号） | |
| 第二十六条第二項 | |
| 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号） | |
| 第三十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項、第四十四条第二項（第六十三条において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項 | |
| 銀行法 | |
| 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二 | |
| ［略］ | |
| 保険業法（平成七年法律第百五号） | |
| 第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項並びに第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項並びに第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第二号を除く。）、第五十三条の二十一において準 | |

| | |
|---|---|
| 第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二 | |
| ［同上］ | |
| ［項を加える。］ | |
| 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号） | |
| 第三十二条第二項、第三十三条第四項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項 | |
| 銀行法 | |
| 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二 | |
| ［同上］ | |
| 保険業法（平成七年法律第百五号） | |
| 第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一におい | |